

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(概要)

1. 法律制定の趣旨と経緯

阪神・淡路大震災に対応するため立法された各種特別措置等を踏まえ、将来、大規模な災害が発生した場合に、比較的定型的に立法措置が必要となると予想される特別措置について、あらかじめ一般制度化しておく必要があり、内閣官房及び国土庁（いずれも当時）が中心となって、関係省庁間で検討を行った結果、平成8年6月7日に第136回国会において「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が成立し、同年同月14日に施行された。

2. 法律の概要

この法律の概要は以下のとおりである。

- ・ 政府は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における所要の特例措置を政令により講ずることができる。
- ・ 具体的には、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、下記の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、政令により当該非常災害を特定非常災害として指定し、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、あわせて下記の措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定する（第2条関係）。
 - ア. 行政上の権利利益に係る満了日の延長（第3条関係）
 - イ. 期限内に履行されなかった義務に係る免責（第4条関係）
 - ウ. 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例（第5条関係）
 - エ. 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（第6条関係）
 - オ. 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例（第7条関係）
 - カ. 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例（第8条関係）